

令和5年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置者自主測定結果の概要

令和6年8月  
環境立県推進課

1 結果の概要

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に報告のあった、施設設置事業者による大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）及び水質基準適用事業場における自主測定結果等は以下のとおりです。

(1) 大気基準適用施設

ア 排出ガス

大気基準適用施設のうち26施設から自主測定結果が報告され、いずれの施設も排出基準に適合していることを確認した。

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設の種類		測定対象施設 (R5.4.1~R6.3.31)				濃度範囲（平均値）	排出基準	
		報告済	未報告	休止	計	※令和6年8月1日までに報告された未報告施設の測定結果を含む。		
アルミニウム合金製造炉		2	0	0	2	0.0000043~0.066(0.033)	5	
廃棄物 焼却炉	焼却能力	4t/時 以上	3	0	0	3	0.0037~0.022 (0.013)	1
		2t 以上 ~4t/時 未満	4	0	0	4	0.000056~0.031(0.0095)	1
		200kg 以上 ~2t/時 未満	8	0	8	17	0.0024~9.0 (1.37)	5 又は 10
		200kg/時 未満	9	2	8	19	0.0000027~2.3 (0.31)	5 又は 10
合計		26	2	17	45	0.0000027~9.0(0.35)	—	

※1 鳥取市地域の施設を除く。

※2 排出基準値は、既設炉（平成12年1月14日以前に設置）・新設炉（平成12年1月15日以後に設置）の別、施設の規模により異なる。

※3 未報告2施設うち、1施設は令和6年8月1日までに報告済。1施設は稼働が少なく検査に必要な検体量が確保できず未実施。

イ 燃え殻等及びばいじん

処理方法により埋立て等の基準適用外となる施設を除き、いずれの施設も処理基準内であった。

ばいじんでは基準を超過しているものがあるが当該施設はキレート処理を実施しているため適用除外。

(単位：ng-TEQ/g)

項目	報告数 (R5.4.1~R6.3.31)	濃度範囲（平均値）	処理基準
燃え殻等	22	0~0.59 (0.045)	3
ばいじん	23	0.0000012~9.1(0.93)	

注) 基準値：廃棄物焼却炉に係るばいじん及び燃え殻の処理をする場合の基準

ただし、ばいじん等をセメント固化等の方法により処理する場合は、基準適用外となる。

(2) 水質基準適用施設

水質基準適用施設のうち、測定義務のある3施設から報告があり、いずれも排出基準内であった。

(単位：pg-TEQ/L)

施設の種類	測定対象施設				濃度範囲 (平均値)	排出基準
	報告済	未報告	休止	計		
パルプの製造の要に供する漂白施設	1	0	0	1	0.004	10
下水道終末処理施設 (特定施設から排出される汚水を処理するものに限る)	2	0	0	2	0.000072 ~0.000084 (0.000078)	
合計	3	0	0	3	0.000072~0.004 (0.00046)	

2 自主測定結果 (個別データ)

令和6年8月1日までに報告のあった全施設の測定結果を記載。

【参考】

1 単位

- (1) 1 pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム
- (2) 1 ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム
- (3) TEQ(Toxic Equivalent 毒性等量)

※ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。  
この場合に「TEQ」という単位が使われる。

2 ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日法律第105号) 【抜粋】

(設置者による測定)

第28条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前2項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第1項及び第2項の測定の結果を公表するものとする。